

結城市マスコットキャラクター「まゆげった」  
デザイン使用マニュアル(Ver.2)

結城市企画政策課

## 1 はじめに

このデザイン使用マニュアルは、結城市マスコットキャラクター「まゆげった」を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

マスコットキャラクター「まゆげった」が市民の皆様をはじめ多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

## 2 マスコットキャラクターの使用について

- (1) マスコットキャラクターに関する著作権、使用权は結城市に帰属します。結城市マスコットキャラクター「まゆげった」を使用する場合は、「結城市マスコットキャラクターの使用に関する要項」によって使用申請を行い、事前に市の承認を受けてください。
- (2) マスコットキャラクターの使用は、このデザイン使用マニュアルに従って正しく使用してください。マスコットキャラクターの一部を使用したり、変形したり他の図形と重ねて使用することはできません。
- (3) マスコットキャラクターの表示色は、指定色及び単色とします。なお、これらの色のほかに、指定色を白黒印刷したものも可とします。
- (4) マスコットキャラクターを使用する物件の完成見本は使用申請時に、市に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては写真等確認できるものを提出してください。

## 3 禁止例

マスコットキャラクターのイメージを損なわないよう、正しい配置、指定色で見やすく、はっきり表してください。

- (1) 縦・横比率を変えるなど、マスコットキャラクターを変形しないでください。
- (2) マスコットキャラクターの一部を省略しないでください。
- (3) マスコットキャラクターと他の図形と組み合わせて使用しないでください。
- (4) デザインマニュアルで示した指定色以外を使わないでください。

